

令和元年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和元年9月26日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷 容子	係 長	岡田 光代
--------	-------	-----	-------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	面 卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	まちづくり政策課長	本 庄 徳光
財 政 課 長	福居 哲也	税 務 課 長	真 弓 啓
住民生活部長	加藤 惠三	福祉子ども課長	中 尾 歩美
長寿福祉課長	中原 潤	国保医療課長	猪 川 恭弘
健康対策課長	北 典子	環境対策課長	東 浦 寿也
住 民 課 長	関口 修	都市建設部長	植 村 俊彦
建設農林課長	手塚 仁	都市整備課長	松 岡 洋右
上下水道課長	上田 俊雄	会計管理者	黒 崎 益範
教委総務課長	安藤 晴康	生涯学習課長	栗 本 公生
生涯学習課参事	平田 政彦		

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 決算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の先進地視察について
- 日 程 6. 議会運営委員会の先進地視察について
- 日 程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 5号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書について
- 追加日程 2. 発議第 6号 大和川流域における治水事業の促進を求める意見書について
- 追加日程 3. 研修会への参加派遣について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

8番、井上委員長。

○建設水道常任委員長（井上卓也君） おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月13日、全委員出席のもと委員会を開きましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1. 付託議案について。（1）議案第52号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、本条例は「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されましたことから、下水道条例の所要の改正を行うもので、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、（2）陳情第2号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書

（国へ）及び大和川流域における治水事業の促進を求める意見書（県へ）それぞれの採択についてであり、陳情の趣旨は、斑鳩町を含む2市6町で構成される大和川改修促進期成同盟会において、大和川上流域における治水事業の促進に向けて、王寺町議会の中川議長より、大和川改修促進期成同盟会を構成する2市6町の各議会で、大和川流域治水事業の早期実現に向け、意見書を採択し、国・県に提出するよう当文書において依頼されているものであります。委員皆さんの意見をお聞きする中で、広域で治水事業の促進を国や県に求めることは重要との意見であり、本陳情については、当委員会として採択すべきものと決し、発議方法は、当委員会の発議をもって、国へ、県へ2つの意見書を提出することを決定しました。

次に、（3）陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望についてです。陳情の趣旨は、守谷池南側で有料老人ホーム建設にかかる説明会が開発業者により開催され、長田町町営住宅駐車場の一部を道路として活用できないか、斑鳩町が管理する町営住宅駐車場の一部を道路用地に用途変更されたいという内容です。委員より町の

考え方について質問があり、担当課からは、この要望の道路が町道121号線に接続されることにより北五番町自治会内道路の通行量が減少するかもしれないが、一方で町道121号線及び龍田通りへの通行量が増加するところが懸念されること、老人ホームの入居者の車や老人ホームに来られる方の車が増えることも予想され、特に龍田通りについては、国道25号線の抜け道となり、近年通行量が増加していることに対し、交通安全対策等が地域からも求められていることから、龍田通りへの更なる車両の流入が増えるかもしれない今回の要望に対しましては慎重に対応を考えていかなければならないと考えているとの回答がありました。委員より、他の近隣の自治会の考え方は、周辺道路の安全対策は、生活道路の安全確保は、など若干の質疑があり、当委員会として、陳情者の地区が困っておられる状況はわかるが、町営住宅の駐車場が道路となった場合、新たな交通問題が起こる可能性があるため、早急に結論を出さず、本陳情書については、当委員会として、継続審査とすることに決定しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 都市基盤整備事業に関することについて。

いかるがパークウェイの整備について、奈良国道事務所で警察と交差点形状、信号現示などの協議や、ガス事業者との地下埋設管の移設、電気・通信用の電柱等の移設など、インフラ事業者と協議が継続的に行われているところであり、本線部分への交通の切り換えについて、奈良国道事務所からは、本年12月の末をひとつの目途とし、できるだけ工期を短縮できるよう努力したいとお聞きしているところで、町としても、できるだけ早期に、本線部分の三室交差点に接続されるよう働きかけるとのことです。

次に、県道大和高田斑鳩線から東側の区間について、昨年度から同区間について、道路の設計のため路線測量作業に着手されており、このことについて、9月1日に斑鳩町東公民館で、第一地所自治会への計画説明会が行われ、約40人の参加があり、奈良国道事務所からはいかるがパークウェイ事業の概要とこれまでの進捗状況、県道より東側の区間の計画の概要、目標とする環境基準等について説明があり、地元との協議のため、道路の設計に向けた路線測量作業への協力要請がなされました。町としても、国とも連携を密にし、協議を重ね、その整備効果、投資効果等を検証しながら、引き続き、地域のご理解、ご協力が得られるよう、丁寧な対応を行ってまいりたいとの説明がありました。委員より、現在の服部道の状況、町は本当に用地取得に取り組んでいるのか、県道から東側の第一地所自治会の地域の状況等、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、３．各課報告事項について、（１）農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員任期満了に伴う改選についてです。現在、斑鳩町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期が、令和２年７月１９日で満了となり、次期の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を任命するため、所要の手続きをすすめるものであり、定数・任期・選出方法について、農地利用最適化推進委員の選出方法などの説明があり、今後のスケジュールは、農業委員会委員・農地利用最適化推進委員ともに、令和元年１２月から令和２年１月に一緒に公募を行い、その後、農業委員の任命後、第１回目の農業委員会総会で委員候補者の承認を経て任命式において農業委員会より委嘱するとの説明がありました。委員より、前回の応募状況など、若干の質疑がありそれぞれ理事者より答弁されております。

次に、（２）西里地区「ゾーン３０」について。現在、奈良県警では、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、区域を定め３０kmの最高速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制するゾーン３０の整備を推奨されていることから、西里自治会と協議を行い、西里地区「ゾーン３０」整備を進めており、奈良県警と整備などに向けて協議を行い、９月末の整備完了を計画しているとの説明がありました。委員より、このゾーン３０を設置した経緯など若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、４．その他について。委員より、地籍調査の今後の見通しについて質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

以上が、開会中における当委員会にかかります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理しますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程２．厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

１１番、濱委員長。

○厚生常任委員長（濱眞理子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、厚生常任委員長報告をさせていただきます。

去る、９月１７日全委員出席のもと、厚生常任委員会を開催いたしましたので、その概要を報告いたします。

本委員会に付託されました7議案については、すべて原案通り可決すべきものと決しましたことをまずご報告いたします。

それでは、議案第45号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。この議案につきましては、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い行われるものです。本人からの届け出により住民票に旧氏が記録されている場合には、旧氏での印鑑登録を行うことができる改正であります。委員からの質問に、それぞれ理事者より一定の答弁がなされました。

次に、議案第48号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者から、償還金の支払猶予の規定を新たに設けるとともに、償還免除の対象を拡大し、破産手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けた者を追加するとの説明がなされました。

次に、議案第49号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、引用条文の整理等所要の改正であるとの説明がなされました。

次に議案第50号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものとの説明がありました。主な改正内容は、3歳以上児の保育料の無償化であり、すべての階層において実施されます。また、3歳未満児のうち市町村民税非課税世帯の保育料を無償とするものです。

次に議案第51号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。主な改正内容は1に、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更であります。保育料の無償化には主食費・副食費は含まれないことから各施設での徴収がなされます。また、年収360万円未満相当世帯の全ての子どもと、全所得階層の第3子以降を対象に副食費が免除されます。

2に、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の新設であります。教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録等8項目の基準を定めるものです。委員から利用料徴収にかかる保育現場の負担についての質問があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に議案第55号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ

いてであります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,410万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ26億1,290万1千円とするものです。前年度の精算とシステム改修業務委託料52万8千円などが計上されました。介護サービス勘定は精算によるものでございます。

次に議案第56号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ592万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億5,942万1千円とするものです。前年度の精算でございます。

付託案件は以上7件でございました。

次に継続審査1件の報告をいたします。環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてでございます。現在参加しております「ごみ処理広域化に関する学習会」では、8月27日に実務者会合が開催されました。この実務者会合は、今後、協議会レベルにステップアップするための情報共有と課題整理を行うため、初めて開催されたものであるとの報告がございました。

次に、各課報告事項についての報告をいたします。

1に、議案第54号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、本委員会に関連する部分の報告がありました。歳入では保育園での3歳から5歳児の副食費徴収分が増額になる等、支出では、幼児健診時に使用する高圧滅菌器の購入費用30万円等が計上されています。

2に、プレミアム付商品券発行事業について報告がありました。委員より対象者等の質問がなされ、理事者から一定の答弁がなされました。

3. 次に、たつた保育園での給食への異物混入が発生したことについての報告がありました。5歳児の食器内に長さ3センチの針金のような異物があり、食べる前に発見したため、大事には至っておりません。調査の結果、形状や太さから調理用の金属製ざるが経年劣化により一部の針金が混入したものと考えられます。他の器具の点検も行い、異物混入の原因となりうる器具を更新いたしました。

以上が、厚生常任委員会での概要でございます。なお、詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ごらんいただけますよう、よろしく願いをいたします。

閉会后本委員会の現地調査の概要が決まりました。新任議員研修と併せて実施しますので、申し添えます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程３．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

１２番、木澤委員長。

○総務常任委員長（木澤正男君） それでは、９月１８日に開催されました総務常任委員会の審査の概要について報告いたします。

まず、本会議より付託を受けました９議案のうち、議案第４１号から議案第５３号までの７議案については、理事者より説明を受け質疑・応答の後、お諮りした結果、当委員会として、いずれも満場一致で可決すべきものと決しました。詳細については割愛させていただきます。

次に、議案第５４号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第５号）についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、コミュニティバスの王寺駅乗り入れ負担金５万４千円の根拠について、王寺駅への乗り入れによって利便性が向上する区間については受益者負担といった観点から笠町から既存交通料金１９０円徴収を検討すべきではないか、特定の地域に住んでいる方にのみ補助金を出すのは不公平ではないか、コミュニティバスの現状でよく乗っていただいている区間はあるのか、また、斑鳩町史編集印刷等業務委託料１，７３８万円の委託先について１冊当たりの販売金額について、等の質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がなされています。

本案については賛否の討論となりました。

まず、本案に反対の立場の委員からは、コミュニティバスについて、笠町から王寺駅までの乗り入れ自体に反対ではないが、笠町から王寺駅までの民間運賃１９０円を町が負担することについては、ある特定の地域の方に補助を出すものであり、それをするならば、興留、目安の方々にＪＲ法隆寺駅からＪＲ王寺駅までの運賃を町が負担することで公平性が保てるのではないか。現在の案については反対であるとの意見がありました。

次に、本案に賛成の立場の委員からは、コミュニティバスについては現状のままでは利用が少ないというのが一番税の無駄であり、その点からこの議案には賛成である。一方、斑鳩町史の編成については疑義がある。１冊当たりの販売価格が５千円相当で２千部ということであれば、初めから赤字という形で計算されており、検討が必要ではないかと感じているが、現時点では賛成であるとの意見がありました。

討論を終結してお諮りした結果、本案については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第５８号 平成３０年（ワ）第５３６号損害賠償請求事件の和解について

を議題とし、審議に入る前に、斑鳩町議会委員会条例第16条の規定により、除斥の対象となる小城委員に対し退席を求めました。小城委員が退席された後、引き続き審議に入る前に、理事者より、以前の総務常任委員会で提出された資料について訂正の申し出がありました。平成30年12月の総務常任委員会で提出した資料では、町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件について、被告が「斑鳩町長 中西和夫」となっていたが、正しくは「被告 斑鳩町」であり、町長よりお詫びと訂正がありました。この件について質疑をお受けしたところ、委員より、なぜそんな間違いが起こったのかとの質疑があり、担当課長より、資料作成時に勘違いし誤って記載してしまったとの答弁とともに謝罪がなされました。

続いて、議案の審査に入り、理事者よりこの件に係るこの間の経緯とともに議案に対する説明を受けました。委員みなさんからの質疑をお受けする前に、町長に対して私のほうから、当議案の内容で町が和解することと決定された考え方について、まずお聞きしました。町長からは、「弁護士からの助言等も受けながら、町の三役、また部長が集まり、何度も協議を行ってきた結果、今回提出の和解案に至った。和解案には原告も組織の問題であると同時に、自らの問題であるということをお認めおられると理解しているが、一方で原告がその在任中に起こった事案について、当時のトップとしての責任を負うべき立場であるということまでは考えていただけないということは本当に残念な思っている。当議案の内容で和解することについては、賛成、反対さまざまなご意見があると思う。しかしながら、斑鳩町の町政をあくまで守る者として、これ以上大切な公費や時間を無駄に費やし裁判を継続していくよりも、今、和解をして、住民サービスの提供に全力を尽くしていきたいという思いから、和解の判断をさせていただいたものである」との考え方が示されました。

続いて、委員みなさんからの質疑をお受けしたところ、委員より、和解が成立しなければ、裁判が継続されるのか。本件の決裁に関する関連資料や物的証拠、状況証拠などはあるのか。当時の町長がやらなくてもよいと言ったとあるが、担当者として業務を執行しなければならない責務があったことについてどう考えているか。原告を含め前副町長や前教育長になぜ聞き取りをされなかったのか。本件に関しては当時、実際にどのような状況であったのか、町民の方も真相を知りたいと思う。この和解案ではそのことがわからない、なので、裁判を継続して白黒つけたほうがいいのではないかと思う。和解内容には広報紙に原稿案を記載するとの項目が見当たらない。和解条項案の2項に、原告は本件の請求をいずれも棄却すると明記されており、当初の請求は棄却されるのであ

れば広報紙への原稿案記載請求も棄却されると考えるべきではないかとの質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がなされています。

ここで、広報紙原稿案の件について、町の顧問弁護士に確認いただくため暫時休憩としました。休憩中に、町長より、以前から原告と協議をするなかで、町の広報紙に文書を掲載することを前提として話をすすめてきており、和解内容の項目にはあがっていないが、それも含めて和解内容の議案として協議いただきたいとの話があり、再開し、この議案については不備があるとみなすのか、それとも町長が言われたように広報紙掲載案も含めて議案とみなし、審議を続けるのか、委員おひとりおひとりに意見をお聞きしました。結果、1人の委員からは、不備があると感じているので、理事者のほうで相談し、議案を再提出されてはどうかとの意見がありましたが、3人の委員からは、広報紙掲載案も含めて議案として扱い、審議を進めるべきとの意見がありましたので、委員みなさんにお諮りし、総務常任委員会として、引き続きこの議案については審議を進めることといたしました。改めて、議案に対する質疑をお受けしたところ、委員より、このまま和解が成立したとしても弁護士に対する成功報酬等の費用が発生するのか等の質疑、ご意見があり、理事者より一定の答弁がなされています。

本件については、賛否の討論となりました。

まず、本案に反対の立場の委員からは、今回の裁判は名誉棄損ということで町広報紙への原稿案の掲載要求とともに、当時の最高責任者である前町長が、町民の税金が使われることもわかったうえで、裁判に訴えられている。今の日本の世の中、言い訳が非常に多く、責任転嫁ということを強く感じてしまう時に、当町でこのようなことが行われてしまったことに対して残念としか言いようがない。また、町三役が減給されてまで対処にあたってきた、その後訴えられたことをみても順序がおかしいのではないかと。そうしたことからこのまま広報紙原稿案を町広報に載せるという要求をのむ、この和解案に対しては反対であるとの意見がありました。

次に、本案に賛成の立場の委員からは、今回、和解内容にある斑鳩町立幼稚園保育料の過徴収については、当時の行政最高責任者である原告を含めた組織の問題だと考える。法令を順守すべき教育委員会が原告である当時の行政最高責任者に責任転嫁をはかったものである。原告の主張にもあったとおり、記者発表等をするのであれば、当時の町長、教育長、必要があれば教育委員長にも再度当時の経緯を整理し、お互いに認識、確認をすべきであったと考える。今一度、今回の事案の本質を見極め、教訓とし、いち早く和解すべきであるとする。これ以上、時間をかけて引き延ばすことは、町民にとって不

利益であると言わざるをえない。よって本議案に対して賛成するものであるとの意見がありました。

討論を終結し、お諮りした結果、本案については当委員会として賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上で、本会議から付託を受けた議案に対する審査を終了しました。

ここで暫時休憩し、退席されていた小城委員に自席に戻っていただいた後、再開し、次の継続審査案件の審査に移りました。

継続審査である、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、1点目には、10月12日から史跡整備完了1周年を記念して開催する秋季特別展「中宮寺跡を掘る一聖徳太子ゆかりの尼寺の全貌一」の関連行事として開催する歴史講演会に加え、展示の関連した内容や整備の内容について現地にて説明する「史跡中宮寺跡探検ツアー」と題した現地説明会を1月9日開催するとのことです。2点目には、8月19日より奈良大学と共同で進めていた龍田3丁目に所在する神代古墳の測量調査については、北五番町自治会および周辺住民の協力を得て8月27日をもって調査を無事に完了したとの報告がありました。

以上、継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項についてですが、町より7件の報告を受けました。

まず1点目は、斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗り入れ案についてです。理事者より、一般質問で聞かれていた本年4月からのコミュニティバス再編後の利用状況について、斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗り入れ（案）について、8月30日開催の第16回斑鳩町地域公共交通会議における審議の結果等について、4つの資料に基づき報告がありました。質疑をお受けしたところ、委員より、王寺町との協議の内容について、安堵町とのコミュニティバスに関する取り決めについて等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に2点目は、幼児教育・保育の無償化に係る町立幼稚園の給食費についてです。理事者より、今回の無償化に伴い、町立幼稚園の給食については、低所得者等に対する副食費のうち食材料費の補助とすべての利用者の給食費のうち調理洗浄業務にかかっている人件費分の費用を公費負担しようとするものである。なお、新制度に移行していない法隆寺幼稚園等については、低所得者等に対する副食費の補助のみとなる。町立幼稚園の給食では現在は、副食費が3,024円、主食費が2,080円で、保護者負担は月

額 5, 104 円となっているが、今回の改正で保護者負担は月額 3, 568 円となり、さらに給食補助金を加味すると保護者実負担は月額 3, 088 円になる。また、年収 360 万円未満相当の世帯及び第 3 子以降の園児については、副食費の食材料費に対して補助があるので、保護者実負担は 976 円になるとのことでした。若干の質疑応答がありました。

次に、3 点目は、斑鳩町プレミアム付商品券発行事業についてです。理事者より資料に基づきプレミアム付商品券の申請等について報告を受けました。

次に、4 点目は、町民プールの利用状況についてです。理事者より資料に基づき、今年度の町民プールの利用状況について報告を受けました。委員より、7 月の町民プールの利用状況について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、5 点目は、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る施設の開業予定についてです。理事者より、昨年 12 月に株式会社呉竹荘と締結した基本協定では、令和 2 年 6 月までにマルシェ及びレストランを、令和 3 年春ごろまでに宿泊施設を開業する予定となっていました。今般、呉竹荘より、マルシェ・レストラン棟とホテル棟の工期をずらして建設することにより、工事期間が長期間に及ぶこととなるため、工事期間における地元近隣や施設利用者への配慮から、当初の予定を見直し、マルシェ・レストランと宿泊施設を同時オープンすることとし、令和 2 年 12 月としたい旨の協議があり、町として了承した旨の報告がありました。

続いて、本年 3 月 29 日付けで締結した事業用定期借地権等設定契約書において、工事着工予定である平成 31 年 8 月 1 日の着工が遅延した場合には、1 日の遅延につき日額金 28, 348 円を加算するものとしており、8 月 1 日以降、工事着工の遅れる期間相当の賃借料については減額しない旨を規定しており、土地賃貸料について、当該契約の内容に基づいて、加算額を付して支払っていただくことで呉竹荘との協議が整っていることについても報告がありました。

次に 6 点目は、世界文化遺産活性化事業に係る東京・斑鳩リレーセミナーの実施についてです。理事者より、事業の目的や日程等について報告を受けました。

次に 7 点目は、町有地の売払いについてです。理事者より、追手団地跡地の売却処分について、不動産関係者から購入したい旨の申し出があり、公簿面積 1, 383 平方メートルの土地を 1, 810 万円で売却処分できる見込みとなったことについて報告がありました。

以上、各課報告事項については、報告を受けたということで終わりました。

次に、その他について、各委員から質疑、ご意見をお受けしましたが、特段の質疑等はございませんでした。

次に、継続審査案件についてと、先進地視察についてを確認しました。先進地視察については、「史跡公園の管理と活用について」をテーマに東広島市・米子市を視察先とし、11月5日・6日の日程で実施することについてを当委員会として確認し、先進地視察計画書を提出させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、当日の総務常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細については会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程4. 決算審査特別委員長報告についてを議題とし、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

5番、伴委員長。

○決算審査特別委員長（伴吉晴君） それでは、決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月9日、10日の2日間にわたり、全委員出席のもと、本会議から付託を受けました議案第57号 平成30年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び、認定第2号から認定第7号までの平成30年度の各会計の決算認定にかかる6議案、あわせて計7議案についての審査を行いました。

その概要と審査結果について報告いたします。

最初に、代表監査委員から、決算審査意見書等にもとづき、各会計の決算状況について詳細にご報告いただき、事務は適正に行われていること、今後も社会福祉費にかかる扶助費の増と下水道事業に対する支出の継続が考えられ、留意すべきであることなどを確認いたしました。質疑はありませんでした。

次に、一般会計及び各特別会計の決算概要、健全化判断比率等報告及び一般会計歳入全般について質疑がなく、その後、一般会計歳出及び各会計について、それぞれの説明を受けた後、質疑を行って、審査を進めました。審査に当たっては、委員から数多くの質疑、意見等がありました。本日の報告では、その内容を省略させていただきますが、会議録に整理させていただきますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

審査の結果につきましては、議案第57号 平成30年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第2号 平成30年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の

認定について、認定第3号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成30年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、認定第7号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、の付託を受けた7議案すべてについて満場一致で可決及び認定すべきものと決しました。

以上が、決算審査特別委員会の審査の概要と結果であります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第41号 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第42号 斑鳩町立幼稚園保育料に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第43号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第44号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第45号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第46号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第47号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議案第47号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての反対意見を述べます。

本議案は、個人町民税のうち、子どもの貧困に対応するための非課税措置の改正と軽自動車税の①需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減、②グリーン化特例（軽課）の見直し改正が主な改正案として提案されるものです。私はこの改正案の内容すべてに反対を申しあげたいのではありません。本年3月29日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の10月1日以降に適用になるもののうち、町税の改正が必要なも

のを提案されております。国・県の法律や条例の公布について市町村は順守しなければならず、町が「実施しなくてもいい」とはなりません。そのために議会への上程も当然のことと存じております。しかし、住民の思いを公式の場で表明し、国・県・町の行政に異議を申しあげるのは議会制民主主義の基本ではないでしょうか。

よって、私は、グリーン化特例のうち、令和3年度及び令和4年度に初回新規登録を受けた軽自動車（自家用乗用車）について電気自動車等に限定して適応する、このことについて反対意見を申しあげるものです。ニューヨーク国連本部では23日に開催された国連気候行動サミットでの、将来を担う若者や子どもたちからの悲痛な訴えが全世界へと響きました。大気汚染、温暖化は国の垣根を超え、地球規模・人類の危機となりつつあります。残念なことに、日本の安倍首相はサミットには参加されておられません。日本での自動車による排ガスの削減の取り組みは技術面での発展で進み、自動車メーカーはこぞって、排ガス性能と燃費性能の高い車の販売を進めています。購入者には減税が適用され、排ガス削減につながるものとなっています。軽自動車の普及は伸び、住民生活に欠かせないものとなりました。現在、排ガス基準値を30パーセント以上また10パーセント以上、窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車の税軽減が2年の延長後には廃止されることは、排ガス削減に逆行するものとして私は反対するものであります。

本議案のうち、私が申しあげました点はほんの一部であります。しかし、先ほど申しあげました国連気候行動サミット、またパリ協定に思いをつなげ、ご賛同いただきますようお願いをいたしまして、反対意見といたします。ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） それでは、議案第47号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

このたびの町税条例の改正は、地方税法の改正に伴い、町税条例を改正しようとするもので、個人の住民税及び軽自動車税に関する改正内容となっています。個人の住民税に関しては、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている、前年の合計所得が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置が講じられるもので、懸案であった対策がようやく図られるものです。

次に、軽自動車税に関しては、車体課税の見直しとして、消費税率10パーセント引き上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに

に、国内自動車市場の活性化と新車代替えの促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車普及等を図るものです。また、恒久減税による地方税の減収入については、エコカー減税等の見直しや、国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方財源を確保すること。加えて、消費税引き上げに伴う対応として、一定の期間に取得された車の自動車税、軽自動車税の環境性能割の税率を1パーセント分軽減するものです。環境性能割は、消費税10パーセントへの引き上げに伴い、廃止される自動車取得税にかわり創設されたもので、地方の安定的な財源の確保に資するものです。

このたびの条例改正は、消費税増税に伴う住民生活の安定を図り、促進するものであり、増税を促進するものでないと考え、私は本議案に賛成するものであります。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（坂口徹君） 起立多数であります。

よって、議案第47号については、賛成多数で可決されました。

○議長（坂口徹君） 次に、議案第48号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第49号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第50号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

をお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第51号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第52号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第53号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第54号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 議案第54号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場から意見を申し述べます。

今回の補正予算について、すべてに反対するものではありません。支出の部の総務管理費の中の負担金補助及び交付金のコミュニティバス王寺駅乗り入れ負担金について、反対するものです。コミバスが斑鳩町から王寺駅まで乗り入れることについては、利用者の受益として了解しています。しかし、民間事業者の運賃体系の笠町から王寺駅までの料金分190円を、町が利用者に代わり民間事業者に負担金として支払うことには納得がいきません。町のコミュニティバスの運行ルートは西ルートと東ルートの2つがあり、王寺駅乗り入れについては西ルートだけです。日ごろ東ルートを利用している方たちは、役場で乗り換えて王寺駅まで利用されることは、時間的にみても皆無だと思われる。西ルートを利用される区域に住んでおられる方の利用についてだけ、町が負担金を支払うことは税の使い方の公平性の面で問題があると思ひ、反対します。

近隣の町のコミバスの料金体系を聞きますと、その行政区域内は同一料金100円ですが、今の王寺駅乗り入れのように、他町への乗り入れは100円追加の200円、また民間事業者のバス路線区域では、民間事業者の料金体系と同額で、しかもその民間事業者への負担金の支払いは生じていないとのこと。斑鳩町で、なぜそれができないのでしょうか。100円均一料金にしばられ、他町への乗り入れについて同一料金であるべきと思ひ込んでいるのではないのでしょうか。笠町から王寺駅まで190円とすれば、町内でコミバスに乗って100円。あとは、その差額90円だけ王寺駅までの乗客が支払えば、民間運賃と同額になり、民間事業者への負担金も払わなくてすむはず。す。

受益者負担の観点からも、皆が納得のいくコミュニティバスの料金体系にすべきだと提言して、反対意見といたします。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） 議案第54号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、賛成する立場から意見を申しあげます。

本補正予算は、女性活躍推進の観点から印鑑登録における旧氏併記を可能とするシステム改修の実施や、高齢者を対象とした自動車誤発進防止装置の購入費等の助成、防災無線機器等の更新、さらには、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の副食費相当分の助成など、町民の皆様の安心・安全を支え、また、子育て支援の充実を図る補正予算が盛り込まれております。町執行部におかれましても、これらの事業を確実にすすめてい

ただき、住民サービスの向上につとめていただきたいと考えております。

今回の補正につきましては、住民生活の向上および町行政の円滑な運営に必要なものと認めまして、私は、本議案に賛成するものであります。

議員の皆さまのご賛同をお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（坂口徹君） 起立多数であります。

よって、議案第54号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第55号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第56号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第57号 平成30年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号については、満場一致で可決されました。

次に、認定第2号 平成30年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第2号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第3号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第4号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第4号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第5号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第5号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第6号 平成30年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第7号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、満場一致で認定されました。

ここでお諮りいたします。

皆様のお手元に配布しております追加日程1. 発議第5号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書について、追加日程2. 発議第6号 大和川流域における治水事業の促進を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第5号、追加日程2. 発議第6号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第5号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、井上委員長。

○8番(井上卓也君) それでは、発議第5号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書について提案説明をさせていただきます。

まず議案書を朗読させていただきます。

発議第5号

大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年9月26日提出

建設水道常任委員会 委員長 井上卓也

提案説明につきましては、意見書の朗読をもちましてかえさせていただきます。

大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書

平素は、本町の治水対策にご指導、ご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

近年、梅雨前線に伴う豪雨や台風等により、全国的に甚大な災害が頻発しています。

平成30年7月豪雨では、西日本から東海地方を中心に広い範囲で大雨が続き、7月の月降水量平年値の2から4倍となる大雨となったところがあり、7月5日から8日にかけては、西日本付近に停滞した梅雨前線に向けて、極めて多量の水蒸気が流れ込み続けるとともに、局地的には線状降水帯が形成され、持続的な大雨がもたらされ、特に広島県で115人、岡山県で66人の方が亡くなりました。

奈良県におきましても、奈良市から生駒山地にかけて雨量が多い状況で、7月5日から6日の夜にかけ、大和川流域で最大1時間降水量約31mmを記録し、内水による家屋浸水などの被害が発生しており、また1人が亡くなっています。

平成29年10月の台風21号では、大阪府内柏原地点上流域において、12時間雨量155mmを記録し、この雨による出水で、大和川は奈良県内藤井水位観測所において、観測史上最高の10.16mの水位を観測後、計測不能となり、奈良県内王寺水位観測所においても、観測史上最高の8.14mの水位を観測し、水位は堤防の天端付近まで上昇し、奈良県内立野南地点では溢水による洪水の被害が生じるとともに、流域全体では、内水によるものも含め家屋の一部損壊、床上浸水が発生しました。

国土交通省におかれては、平成29年度補正、平成30年度補正、令和元年度当初予算を確保され、緊急的に河道掘削、樹木伐採などの河川改修事業や斑鳩町の三代川地区、目安地区、川西町の保田地区、唐院地区、安堵町の窪田地区の合計約110万m³の大和川中流遊水地事業を進め、治水安全度向上に尽力いただいているところです。

また、奈良県におかれても、昨年5月より新たな「ためる対策」として、内水による家屋の床上・床下浸水被害の解消のため、県と市町村が連携し、必要な貯水施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を進めていただいています。

度重なる河川の増水等による浸水被害は、地域に暮らす人々の生活に及ぼす影響はまさに深刻で計り知れないものがあり、浸水被害の解消は極めて重要な国の施策課題であります。

王寺町、三郷町、天理市、斑鳩町、安堵町、川西町、河合町、大和郡山市の2市6町

で組織する大和川改修促進期成同盟会では、毎年、地域の保全と住民の生命・財産を守り、安全で豊かな地域づくりのため、治水事業の促進をはじめ、美しい水環境の実現や貴重な親水空間の利活用の促進に努力されております。

大和川流域は、奈良県の人口の約9割にあたる130万人が居住し、政治・経済の中核施設を多数抱える大変重要な地域であり、これら土地利用の高度化に伴う流出形態の変化に対する治水施設の安全度は、相対的に低下しつつあり、頻発する災害はますます多様化し、激甚の度を加えて来ております。

大和川は、奈良盆地の水を一同に集水し、県境の亀の瀬峡谷を経て大阪平野へと流れていますが、大和川上流部は、亀の瀬地区の狭窄部により大和川がせき止められ、急激な水位上昇と内水浸水を起こす特徴があります。

今日の財政をとりまく情勢は誠に厳しいものがありますが、国民の安全と安心を確保することは、国の基本的な責務であり、治水事業を含めた公共事業の推進が必要不可欠であります。

以上のような事情をご高察いただき、大和川上流域における治水事業の促進につきまして特段のご配慮を賜りますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月26日

奈良県斑鳩町議会

以上、議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号については、満場一致をもって可決されました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

次に、追加日程2. 発議第6号 大和川流域における治水事業の促進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、井上委員長。

○8番（井上卓也君） それでは、発議第6号 大和川流域における治水事業の促進を求

める意見書について提案説明をさせていただきます。

まず議案書を朗読させていただきます。

発議第6号

大和川流域における治水事業の促進を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年9月26日提出

建設水道常任委員会 委員長 井上卓也

提案説明につきましては、先ほどと同様、意見書の朗読をもちましてかえさせていただきます。

大和川流域における治水事業の促進を求める意見書

平素は、本町の治水対策にご指導、ご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

近年、地球温暖化に伴う気候変動が激化し、平成30年7月豪雨や平成29年台風21号など、全国的に局地的な豪雨が著しく多発し、降雨量が観測史上最大となるなど、激しい気象現象が頻発しており、河川の氾濫、護岸の崩壊、山沿いでは崖崩れが多発し、甚大なる被害を受けるなど、そのダメージはまさに壊滅的なものです。

平成29年の台風21号の豪雨では、計画高水位を超える水位に達するなど、弱小堤防の強化、疎通能力の不足箇所の解消、内水対策に加え、緊急に流域住民の生命・財産を守る溢水対策の改修事業の促進が必要となっています。

県におかれては、平成29年の台風21号の被害を鑑み、新たな「ためる対策」として、内水による家屋の床上・床下浸水被害の解消のため、県と市町村が連携し、必要な貯水施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」の推進をはじめ、今後ますます流域の関係者による一体的な取組が不可欠になると考えています。

従いまして、本事業を強力に推進するため、予算確保や補助制度の充実を図るとともに、大和川改修事業予算の大幅な増額措置をさらに継続してもらえるように、国に対してより一層の財政援助を働きかけていただくようお願いいたします。

王寺町、三郷町、天理市、斑鳩町、安堵町、川西町、河合町、大和郡山市の2市6町で組織する大和川改修促進期成同盟会では、地域の保全と住民の生命・財産を守り、安全で豊かな地域づくりのため、治水事業の促進だけでなく、大和川の水質改善、景観対策など美しい水環境の実現に努力されております。

今日の財政をとりまく情勢は誠に厳しいものがありますが、次世代に負担を残さない、

災害に強い安全な国土を造り上げるためには、治水事業を含めた公共事業の推進が必要不可欠であります。

以上のような事情をご高察いただき、大和川流域における治水事業の促進につきまして特段のご配慮を賜りますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月26日

奈良県斑鳩町議会

以上、議員皆様のご賛同をよろしくお願い申しあげさせていただきます。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号については、満場一致をもって可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

なお、先ほどの発議第5号の可決及びただいまの発議第6号の可決により、陳情第2号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書（国へ）及び大和川流域における治水事業の促進を求める意見書（県へ）それぞれの採択については、採択されたものとみなします。

次に、議案第58号 平成30年（ワ）第536号損害賠償請求事件の和解についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番 小城議員の退席を求めます。

（ 小城議員 退席 ）

○議長（坂口徹君） 議案第58号 平成30年（ワ）第536号損害賠償請求事件の和解について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 議案第58号 平成30年（ワ）第536号損害賠償請求事件の和解について、議案を反対する立場からの意見を述べさせていただきます。

この裁判は、当時の最高責任者であった前町長 小城利重氏が、国からの通達に対し保育園の保育料は減額したにもかかわらず、幼稚園の保育料は通達に従わず放置した事

件を町が事実のまま記者会見したことに対し、小城利重氏が名誉棄損を訴えられたことによる事件であります。

この和解案の内容を拝見いたしますと、前町長だけ1人の責任ではない町組織の問題であったとなっております。実際、32年務められた前町長の意向が一番の影響力であったことは推測することができます。この長期政権の状況で、本当に町組織も問題があったのでしょうか。町組織の問題にすることは、長期間問題があるにもかかわらず、そのままにしていたと町が認めていることに他ありません。あまりにも、乱暴ではないでしょうか。

また、斑鳩の尊厳のためにも、真相を究明すべきです。なぜなら、裁判費用が税金で支払われて町民に負担になることを分かっておられる前町長が、斑鳩町を訴えられた事件だからです。

そのことから、この和解条項案には賛成することができません。

議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議案第58号 平成30年（ワ）第536号 損害賠償請求事件の和解について、賛成する立場から意見を申しあげます。

当和解案につきましては、各議員さまざまな思いがおありとは存じますが、多くの住民の皆さまの視線に立ちますと、町には、福祉・教育・都市基盤整備など、取り組むべき多くの課題があり、中西町政には、足踏みすることなく、さまざまな事業を進めていきたいと考えます。

そのような中、「斑鳩町立幼稚園の保育料の過徴収については、前町長を含めた組織の問題である」ことを前町長が認めておられることを踏まえ、中西町長は、町のトップとして、これ以上大切な公費や職員のエネルギーを裁判に費やすよりも、和解をして、住民サービスの向上に公費やエネルギーをかけたいと、和解を決断されたとのことでございます。

私は、この中西町長の決断を重く受け止め、当議案に賛成するものでございます。

中西町長には、今後も、住民の声なき思いまでも受け止め、職員との信頼関係をますます深めつつ、新しい斑鳩づくりに邁進されますことを期待をいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いを申しあげます。

○議長（坂口徹君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（坂口徹君） 起立多数であります。

よって、議案第58号については、賛成多数で可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（ 午前10時54分 休憩 ）

（ 小城議員 着席 ）

（ 午前10時54分 再開 ）

○議長（坂口徹君） 再開いたします。

次に、日程5．各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から、先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布しております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認されました。

次に、日程6．議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員会において検討されました結果、先進地視察を行わないこととされたので、ご報告いたします。

次に、日程7．各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

次に、日程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りします。

皆様のお手元に配布しております、追加日程 3. 研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程 3. を日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程 3. 研修会への参加派遣についてを議題といたします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第 130 条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第 19 条の規定により、お手元に配布しております計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、研修会への参加派遣については、満場一致をもって承認されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和元年第5回町議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会では、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてなど、35議案を提案させていただきましたところ、議員皆様方には去る9月2日の初日から本日まで終始ご熱心にご審議を賜り、すべて原案どおり可決を賜りまして、深く感謝申し上げますとともに、心よりお礼を申し上げます。

終わりにあたり、彼岸も過ぎ、朝夕は秋めいてまいりましたが、日中はまだまだ暑い日もありますので、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（坂口徹君） これをもって、令和元年第5回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

（午前10時59分 閉会）